

## 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針 について（報告）

園舎が築後48年経過している坂戸保育園につきましては、建替えが必要な時期となっています。現在の坂戸保育園の保育の質の継続、在園児の保護者の理解、建替えにかかる財政負担等について総合的に検討した結果、公私連携型保育所制度を活用した運営及び園舎整備を進めようとしているところです。

制度の概要等につきましては別紙資料（保護者説明会及び坂戸市議会6月定例会における資料）を御参照ください。

今後も委員の皆様に対しましては、適宜報告をさせていただきますので、何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 【スケジュール】

令和3年	7月下旬	坂戸保育園保護者説明会（6回開催）
	12月	事業者の決定
令和4年～		事業者による準備期間
令和5年	4月	事業者による運営開始、園舎の建替え工事着手
令和6年	2月	新園舎完成

## 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針について

### 1 坂戸保育園の現状と整備の必要性について

坂戸保育園は、昭和47年12月に建築し、平成5年には第2園庭を取得するなど、良好な保育環境の確保に努めてまいりました。定員は120名であり、毎年のように定員いっぱいまで園児を受け入れております。

現在も園舎は安全に使用できていますが、築後48年が経過していることから給排水設備をはじめ、経年劣化による不具合が各所に見られている状況であり、修繕を繰り返すことにより使用はできていますが、園舎の建て替えが必要となっております。

### 2 今後の整備方針について

園舎の建替えにあたっては多額の費用を伴いますが、市単独で整備した場合、現行では国や県の補助制度が無いため、すべて自主財源による対応となり、本市の財政状況を踏まえると財源の確保が困難となるものであります。

一方、私立保育園として整備した場合、国の補助金制度を活用することができることから、国2/3、市1/12、事業者1/4の負担で整備できるものとなり、財政面では最も適当な手法となります。

これまでの保育内容を継続させることも考慮し「公私連携型保育所」の手法をとることにより、市の影響下における園舎の整備・運営を行うことを目指します。

### 3 公私連携型保育所の概要

公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8に規定された制度であり、市と事業者が締結する協定により、事業者が実施する保育内容に対して市や保護者の意見を反映させることが可能となります。一方、市が保有している土地・建物などを無償又は廉価で貸付け・譲渡が可能であることが事業者にとってのメリットとなり得ます。連携する事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等、多様な法人からの選定が可能となります。

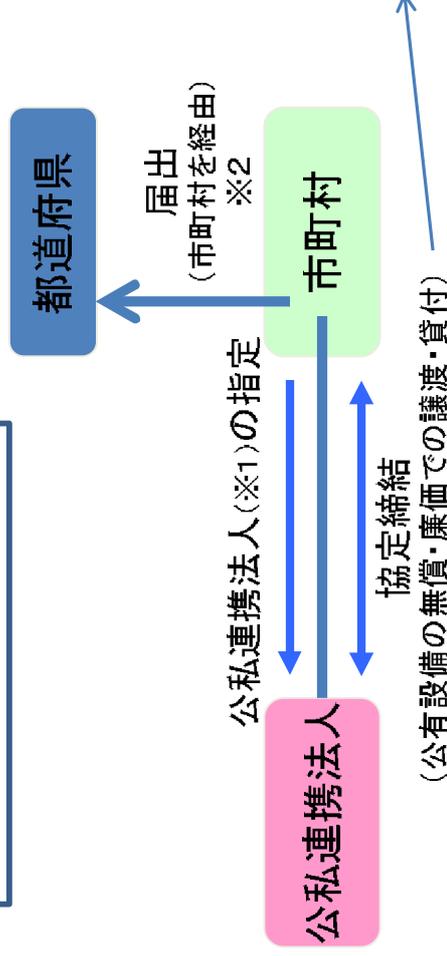
### 4 今後のスケジュール

令和3年	7月～8月	坂戸保育園保護者会役員、保護者に対する説明・意見交換
	9月	公私連携型保育所運営事業者選定委員会の設置
	12月	事業者の決定、事業者による準備開始
令和4年	9月	保育所の設置及び管理に関する条例の改正
	12月	公私連携型保育所設置に関する県への届出
令和5年	4月	公私連携型保育所の開所、園舎建替え着手
令和6年	2月	新園舎完成

## 基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したものである。

### 公私連携施設のスキーム



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能(ただし、公私連携幼児保育型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。)

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

#### <協定締結事項>

- ① 協定の目的となる公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)の名称及び所在地
- ② 公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)における教育・保育・子育て支援事業(保育・子育て支援事業)に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)の設置及び運営に関し必要な事項